

○介護認定申請の代行と委任状の添付について

1. 代行申請について

介護保険法第 27 条に基づき、小都市では、被保険者の認定申請代行の取扱いを下記のとおりとします。

2. 委任状の添付について

下表の代行者の種別及び申請区分をご確認の上で申請ください。
また、表中のいずれにも該当しない場合は、委任状の添付が必要です。

○空欄＝代行申請可(委任状不要)／●委任状＝代行申請に委任状が必要

区分	代行者の種別	申請区分				備考
		新規	更新	区分 変更	申請 取下げ	
地域包括支援センター						
個人	4親等以内の家族(同居・別居不問)					
	パートナーシップ					パートナーシップ宣誓※をした者 (福岡県交付の宣誓受領証を提示)
	成年後見人 等					保佐人及び補助人を含む (身分を証明するものの提示)
	民生委員					
	※上記以外の個人(隣人・知人等)	委任状				事業所等に所属しないケアマネジャー 等の有資格者を含む
介護 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	委任状				
	介護老人保健施設	委任状				
	介護医療院	委任状				
地 域 密 着 型	地域密着型介護老人福祉施設 (定員 29 名以下の特別養護老人ホーム)	委任状				
	※上記以外の 地域密着型サービス事業者	委任状				
そ の 他	指定居宅介護支援事業者	委任状				
	※上記以外の事業者等	委任状				○医療施設 ○訪問介護事業者 ○宅老所 ○在宅介護支援センター ○特定施設(養護老人ホーム、有料老 人ホーム 軽費老人ホーム、サービス 付き高齢者向け住宅) 他

※パートナーシップ宣誓

福岡県パートナーシップ宣誓制度のことで、性的少数者のカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束する宣誓書を福岡県が確認し受領証を交付するもので、令和 4 年 4 月よりスタートしました。小都市では令和4年10月より、当該制度による介護認定申請の代行申請を受け付けています。